

高圧ガス優良防災事業所等長野県高圧 ガス地域防災協議会会長表彰実施要領

1 目 的

高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、長年にわたり高圧ガスの保安に尽くした者及び事業所等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって高圧ガス保安を推進することを目的とする。

2 表彰の種類及び表彰者数

種 類	表彰予定数
(1) 優良製造所	原則として各 種類ごとに2 件以内
(2) 優良販売業者（液化石油ガス販売業者を含む）、優良貯蔵所所有者又は占有者、優良特定高圧ガス消費者（以下「優良販売業者等」という。）	
(3) 優良製造保安責任者、優良販売主任者（以下「優良製造保安責任者等」という。）	
(4) 優良防災事業所	
(5) 優良運送業者	
(6) 優良運送業従業者	

3 選考方法

選考は、推薦を受けたものについて、別に定める「高圧ガス優良防災事業所等表彰選考審査会運営要領」に基づき、高圧ガス優良防災事業所等表彰選考審査会（以下「審査会」という。）が行う。

4 選考基準

表彰は、次に掲げる事項に該当する者とする。

但し、高圧ガス保安にかかる知事表彰、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官表彰（関東東北産業保安監督部長表彰）等、経済産業大臣表彰を受けた者は除く。

(1) 優良製造所及び優良販売業者等については、次の各号に該当するものであること。

ア 各施設の構造、設備及び製造、販売又は消費の方法等の保安上の措置が特に優れていること。

イ 保安管理体制が整備されている等、保安上の職制が模範的であり、管理責任者及び従業者全般に対する保安教育が徹底しており、かつ、保安に関して積極的な熱意を持っていること。

(2) 優良製造保安責任者は、高圧ガスについて経験が深く、保安の確保と安全指導に模範的な優良製造保安責任者等として15年以上勤続している者で、その人格業績等が表彰に値し、かつ45才以上であること。

(3) 優良防災事業所については、次の各号の一に該当する者であること。

ア 関係機関・団体等の要請に基づき高圧ガスにかかる防災活動を行っている事業所であって、積極的に地域の防災活動に貢献している者であること。

イ 移動中の高圧ガスを積載した車両に発生した事故の拡大を迅速かつ、的確に防止し、

もって公共の安全の確保に多大の貢献をした者であること。(当該事故の原因が自己の職務上の責任に起因しないものに限る。)

(4) 優良運送業者については、次の各号に該当する者であること。

ア 運送車両の管理並びに各種の基準類が整備され保安に関して積極的な熱意を有している者であること。

イ 運送関係法令の遵守状況が模範的であること。

(5) 優良運送業従業者については、次の各号に該当する者であること。

ア 高圧ガスの運送事業所に現に勤務する者であって、高圧ガスの運送についての経験が深く、運送の方法等が保安上特に優れ、保安に関して積極的な熱意を有している者であること。

イ 運送関係法令において過去10年間無事故、無違反であること。

(6) 選考にあたっては、全種類について経済産業省が定める「事故措置要領」のうち、B級以上の事故を過去10年間起こしておらず、高圧ガス保安法令の違反が過去5年間なく、他の模範として表彰することが適当と認められる者であること。

5 推薦方法

(1) 表彰の種類別に応じた推薦様式は、次のとおりとする。

優良製造所	様式1
優良販売業者等	様式1
優良製造保安責任者等	様式2
優良防災事業所	様式3
優良運送業者	様式4
優良運送業従業者	様式5

(2) 推薦書の提出期限、送付先等

ア 推薦者は、別に定める期日までに、事務局へ推薦書及び添付書類(各1部)を提出するものとする。

イ 推薦書には、表彰該当事項(功績)について、事業所にあつては、保安上の管理組織、技術及び教育等で特に優れていることを示す補足資料を、個人にあつては、高圧ガスに関する事項を主とする本人の履歴書及び功績の内容について詳細に記載した補足資料を、防災事業所については、地域の防災活動等に著しく貢献していることを示す補足資料をそれぞれについて添付することとする。

6 表彰審査

表彰にかかる審査は審査会で行う。

附 則

本実施要領は、平成4年6月11日より実施する。

平成5年6月18日改正